

立川市高校生等医療費助成条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 14 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

対象者の所得制限及び一部負担金相当額を廃止するため。

立川市高校生等医療費助成条例の一部を改正する条例

立川市高校生等医療費助成条例（令和4年立川市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>第4条 削除</p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第6条 高校生等の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によって高校生等に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受</p>	<p>(所得制限)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、対象者の前年の所得（1月から9月までの医療費の助成については、前前年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに対象者の扶養親族等でない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）で対象者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、当該所得のあった翌年の10月1日から1年間は対象者としな</p> <p>2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。</p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第6条 高校生等の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によって高校生等に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受</p>

けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下単に「食事療養標準負担額」という。）を除く。）を助成する。

2 ……略……

（食事療養標準負担額の支払方法）

第8条 前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、入院時食事療養を受けた場合は食事療養標準負担額を、国民健康保険法又は社会保険各法及び厚生労働省令の規定の例により、病院又は診療所に支払うものとする。

けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下単に「食事療養標準負担額」という。）を除く。以下「対象者負担額」という。）から、別表に定める一部負担金相当額を控除した額を助成する。

2 ……略……

（一部負担金相当額の支払方法）

第8条 前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、別表に定める一部負担金相当額及び入院時食事療養を受けた場合は食事療養標準負担額を、国民健康保険法又は社会保険各法及び厚生労働省令の規定の例により、病院又は診療所に支払うものとする。

別表（第6条・第8条関係）

区分	一部負担金相当額
入院、調剤及び訪問看護に係る医療費	0円
通院（施術を含む。）に係る医療費（通院1回当たり）	200円

備考 通院1回当たりの対象者負担額が200円に満たない場合にあっては、その満たない額

#### 附 則

- この条例は、令和5年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- この条例による改正後の立川市高校生等医療費助成条例の規定は、施行日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

